

商工省告示第三十三號

隱匿物資等緊急措置令第一條但書規定に依り左ノ通指定ス

昭和二十一年二月十七日 商工大臣 小笠原三九郎

所 有 者

石油製品	揮発油	燈油	軽油	重油	系	系	系	系	系	系	系	系	系	系	系	系	系	系	系
立	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

0332

釘	其他特殊鋼材	普通鋼材	鐵鋼及鐵鋼製	硬油	七硬油及脂肪	華及華靴	六華及華靴	自動用	自動用	自動用	自動用	總下足袋	地足袋	層生	生	鐵維層	足靴	卷脚	單手	
樽	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴	靴
一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	四〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一六五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇

0333



<p>謂と同類ニ揚ケル数量ハ世帯ヲ同ジクスルハ主及家族ノ所有スルモノノ合計數トス</p>	<p>四占有者トハ當該物賣テ他人ノ委託ヲ受ケ保管スル者其ノ他當該物賣テ占有スル者ヲ謂フ</p>	<p>五織物ハ裁断シタルモノヲ合シニ幅及三幅モノニ在リテハ長サ六碼ヲ以テ一反ト看做シ四幅</p>	<p>ノモノニ在リテハ長サ三碼ヲ以テ一反ト看做ス</p>	<p>六服ハ婦人子供服ヲ除キタル外套洋服及作業服ヲ謂ヒ洋服ニ揃ハニ點トシ作業</p>	<p>服上下ハニ點トシテ算フ</p>	<p>七レヤツ及ズボン下ハ各一點トシテ算フ</p>	<p>Blank columns for data entry.</p>
--	---	--	------------------------------	--	--------------------	---------------------------	--------------------------------------

0335

山報

12部

<p>事務長</p>	<p>事務部長</p>	<p>事務副長</p>	<p>課長</p>	<p>主務</p>	<p>月</p>	<p>日起案</p>
<p>庶務課長</p>	<p>課附</p>	<p>附</p>	<p>附</p>			
<p>宛名 庁長</p>						
<p>文書 昭和三十年四月十四日 發</p>						
<p>官庁保有物資等ノ調査ニ係スル件申渡</p>						
<p>二復總務局第... (昭和三十年四月八日)</p>						
<p>二急首題申告ハ各所轄毎ニ所在地方商</p>						
<p>二商長宛連ニ程方在り候</p>						
<p>尚總局向内各部ニ屬スルハ總務部</p>						
<p>ニ於テ一括ニ大坂商ニ向長宛報告スルニ付</p>						
<p>地方</p>						
<p>(附録)ニ復總務局第... 別ニ添付ス</p>						

阪海軍 第四二六號

海軍

査閱 淨書 校合 月 日發付

0336 紙大8 (大林納)

阪建第 六九五號

昭和三十一年五月十日

逓信省大阪地方建設部



大阪地方復員局 御 中

揮發油保轉に関する件依頼

貴局に關しては在庫品全く御座居ませんのと購入困難の爲工學用  
資材の輸送意の如くならず引ては緊急工學用工上至大の支障を來た  
して居りますので就ては誠に勝手ながら貴局在庫品中より左記の通  
保管轉換方可然御高配を願ひます

記

一、ドラム缶詰

拾本

(終)

大阪府建設部

大阪府建設部より大阪地方復員局へ  
揮發油保轉に関する件依頼  
運輸省大阪地方建設部

0337

総務部長殿

阪復経第 一五 號

六二

五月二十一日送付

昭和二十一年五月二十日

大政地方復員局 經理部長

第二復員省 經理局 契約課

久保 田 局 員 殿

長官



中國側ヨリ返還要求アリタル機械ニ關スル件回答

五 日附賣官ヨリ加藤誠一氏宛照會アリタル首題ノ件ニ付加藤氏ヨリ本

件ハ前氏大阪海軍經理部へ着任（昭和十九年三月）以前ノコトデアリ且

又同氏ハ庶務部員テ擔當者デナカツタ關係上全然不明デアルトノ事由ノ下

ニ當部へ左記ノ通一件書類ノ移牒ガアツタノデ取調ノ結果當部トシテモ狀

不明ニ付可然御了承ヲ願度イ其後ノ調査ノ結果判明次第通知シマス

附 調査ノ經過

此種ノ品物ノ取扱ハ經理部トシテハ中央ノ指示ニ依リ荷役ノ轉旋ヲスル  
丈テ現品ノ倉庫業者ガ右カラ左へ移動シ當部トシテハ帳簿ニ記載スル譯デ

0338

21.5.24 接受



モナク又書イヨエテ中央ノ指令等關係書類見當ラズ調査方法トシテ  
 ハ當時ノ取扱者ニ就テ取調ベルヨリ外方法ナク現在迄ノ調査状況左ノ如ク  
 ス

(イ) 當時ノ擔當者タル杉山元部員並ニ現在小原産業ニ勤務中ノ古藤元書  
 記ニ問合ノ處記憶ナシ

(ロ) 當時ノ取扱者ハ調査中デスガ杉山元部員及古藤元書記ノ外中島元筆  
 生(住所不明)等何等カノ手掛カアルカモ知レナイノデ調査中

(ハ) 倉庫業者ニ付テモ爲念調査ノ予定

ニ、調査ニ關シ参考事項

(イ) 前記ノ如ク本件ハ總テ中央ノ指令ニ依リ處理セルモノニ付中央ノ各  
 部局ニ就調査サル、ヲ捷徑ト考ヘラレルノデ艦本又ハ艦本ニ就調査  
 セラレ度イ

(ロ) 本件ハ海軍戦利品等取扱規程ニ依リ中央ニテ分明ノ善ニ付關係ノ問  
 モ調査サレ度

(一終)

寫送付先

第二復員省總務局長  
 大坂地方復員局總務部長

0339



坂本内務大臣 授受の由合也

坂本内務大臣

(第七一第)

昭和二十五年五月三十日



上野

大坂地方復興局 総務部長

吉武 直行 殿

貴利島二島二中学生会

首題、中二島の合併に際し、道中央学生会に  
お知事村、赤松君、合部、道長、且、経理部  
等、必要書類、送付、之、因、却、り、中、二、島、長、官、殿、に、於、て  
承知、せ、し、中、二、島、道、知、事、殿、に、  
お知事、村、長、官、殿、に、

中二島

お知事、村、長、官、殿、に

中二島

中二島 道知事 殿  
大坂復興局長 宛

0340

海軍

(本文)

聯合軍司令部より各部より中東日三十五日迄之報告  
ス又又皆報告アリタルニ及至急ニ調査ノ上電報  
アリヨシ

一九四四年八月 (支書ニヨリハ十八年八月トアリ) 日本軍

一般隊ノ艦ニ多ク及海軍各局ニ送り出サレタ

四〇〇〇KW 蒸氣機ノ復修 (艦・神中隊機及附屬

品ヲ含ム) 一現況及修繕

0341

入取地方復員局長官

二復員局第四八七號

昭和二十一年五月二十日

第二復員省總務局長

各地方復員局長官殿

物資調査に関する件通知

最近軍需物資貯蔵委員會又は軍需物資貯蔵委員會の名稱の下に第二復員省關係機關保有の物資の調査及び買収を計置して居るものがありま  
すか之等委員會は中央當局に認められたものではありませんが調査に  
關しても拒絶されたい  
調査に就ては必要の場合には内務省、第二復員省、地方關係官廳等の證明  
を付する旨に付了知ありたい

買収

(終)

經理部長

需品部長

課附

庶務課長

總務部長

總務部長

官

松崎



海軍



0342

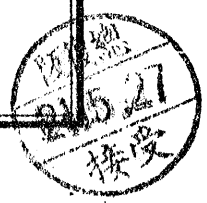
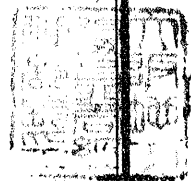
寫

阪復経第一五號ノ交

昭和二十一年五月二十五日

大阪地方復員局經理部長

五月二十七日送付



第二復員省經理局  
久保田 局員 殿

中國側ヨリ返還要求機械ニ關スル件通知

事務部長



ノ件ニ付テハ二十日附阪復経第一五號ノ六二ヲ以テ中間回答致シ置  
ルモ其ノ後ノ調査狀況左記ノ通

總務部長



追テ本件ハ復省總務局長ヨリ當復員局總務部長ヘモ同様照會アリ電報  
回答ガアツタ善

庶務課長



經理部デハ吉田元筆生ガ事務擔當者デアツタ事ガ判リ呼出シテ聞イテ  
見タ處其ノ様ナ大物ハ記憶シテキナクテハナラント思フガ記憶シテキ  
ナイ尙當時宛先ハ阪經トナツテイテモ門司其ノ他ノ港デ荷揚サレル事  
ガ多イ積込シタ船名デモ判レバ又調査ノ方法モアロウト思フカ身ノ處

課

0343

倉庫業者（日滿倉庫）及大阪港運ニ就調査サレル外方法ハナイト思フ

二、日滿倉庫調査ノ結果ハ心當リハナイトノ事

三、大阪港運（船便ニ依ル海軍關係荷物ノ檢收等ヲ代行シテキタモノ當時ノ擔當者徳山淺一氏ニ就キ調査ノ結果ハ幸取扱荷物ノ台帳アリタルモ登錄ナシ同氏ノ意見デハ此ンナ大物ノ機械ハ海軍工廠邊リヨリ便ヘナク同方面ヲ調査サレタラドールカ宛ニ角大阪デハ荷揚サレナカツタモノト思フ  
四、總務部デ監督官方面調査ノ結果ハ取扱ツタ記憶ハナイトノ事工作廳方面ヘ送ツタモノトスレバ監督官ガ知ラナイ事ハナク此ノ點ヨリ推定スルモ大阪デハ荷揚サレナカツタノデハナイカト思フ

（終）

寫送付先 第二復員省總務局長

大阪地方復員局總務部長

0344

阪復経第 一五號

一七九

昭和二十一年六月八日

大阪地方復員局 經理部長

大阪地方復員局長 啓

長

務部

務課

共済物資部物品を玉村産業へ拂下の件報告

三日大阪時事新聞に「一億圓の隠匿物資元海軍御用商人收容」の記  
あり本報は元海軍賜託西尾恒三郎の刑事被告事件に關聯し掲載のもの  
も當時共済物資部より玉村産業へ拂下の経緯は別紙の通にて  
部として問題惹起の虞のないものと認めらるゝも一應報告す

紙 添

( 終 )

本件寫送付先 二復經理局長

0345

共済物資部物品ヲ玉村産棄へ有償拂下ノ経緯覺(二一六五)  
(本件ハ當時ノ關係者復員爲或ハ正確ヲ保シ難キ點アルヤモ  
知レザルモ後日ノ爲概要ヲ記載ス)

### 一 拂下物品ノ性質

拂下品ハ部内限り(意)物資ト呼稱シ戰時中B地區ノ民生用品トシテ準備シタルモノニシテ本來交易機關ガ總テ取扱フベキモノナリシモ輸送ニB船使用等ノ關係ニ依リ經理局ガ物品ヲ業者ヨリ納入セシメ其ノ事務ハ交易機關及日本倉庫統制會社ニ於テ整理シツ、アリ  
阪神地區ニ集荷シタル物資ハ積出ノ都度經理局囑託ガ出張現場指揮ニ當リタルモ大阪經理部ハ地元ノ關係上之ニ協力シツ、アリ

### 二 拂下ノ経緯

(1) 本品ハ以上ノ如ク大阪經理部ノ責任ヲ以テ取扱フモノニアラザリシモ昭和二十年三月以降空襲ノ激化ニ伴ヒ所管如何ニ拘ラズ所在地ニ於テ急速疎開ノ必要ヲ感メラレ大阪警備府ノ命令ニ依リ同年七月以降三十數ヶ所ノ各地ニ分散疎開シ帳簿ト現品ノ調査等不完全ノ儘終

0346

戦トナル

(四) 終戦後一般軍需品ニ準ジ總監府ヲ通ジ倉庫共關係府縣(主トシテ兵庫縣)ニ無償譲渡ノ方針ヲ以テ諸般ノ準備ヲ進メラレタルモ授受ガ急速ニ實施セラレザル(同縣ニ即讓渡者)ト一方有償拂下方針ニ變更竝ニ共濟物資部赤字補填問題ヲ生ジ旁々本品ノ性質上物資部ノ取扱ヲ適當トスル等ノ事由ニ依リ共濟物資部ヘ有償拂下ノコトニ決定セラレタリ

(五) 其ノ後海仁會ノミ外地引揚者ノ爲存置シ(海仁會ハ其ノ後淺野物産ニ其ノ事務ヲ引繼グ)共濟物資部等ハ解散ノコトニ方針決定セラレ在庫品處分ノ必要ヲ生ジタルモ當地海仁會關係ハ當地トシテハ當分引揚港ニ指定セラレザルコトトナリタルヲ以テ本品ハ不用トナリ後進スル事由ノ下ニ一應玉付産業ニ有償拂下グルニ至ル(八月二十五日頃)

(六) 當時ノ混乱タル世相ニ於テハ拂下ハ今日考フル如ク万人ノ希望スル所ニアラス玉付トシテモ無償拂下ヲ希望シ有償拂下ハ積極的ニ希望



スル所ニアラス

(丙) 本物品ノ處理ハ當時

担当

部員ヨリ

府縣ト連絡ヲ採リ了解濟ノモノナ

三 拂下條件

(イ) 本品ハ一應玉村産業へ拂下ノコトニ決定セラレタルモ將來外地引揚

者用ニ充當セシムル必要アリシノミナラス其ノ他ニモ必要ノコトア

ルベキヲ予想シ處分權ヲ保留シ之ガ移動ハ經理部ノ指示ヲ受クベキ

旨ノ誓約ヲ爲サシメ拂下ヲ爲ス

(ロ) 拂下數量ハ共濟物資部ノ書類上ノ數量ニ依リ現品ノ立會ハ爲ザズ在

庫ノ儘實施セラレタルモノニシテ果シテ在庫ガ拂下數量ト一致スル

カドールカハ疑問ニシテ(盜難ノ爲相當量不足セルコトハ想像セラル)

而モ運搬中ノ損耗モ予想セラレタルモ之等ハ總テ共濟物資部ノ指示

並玉村ノ危險負擔トシ無條件ニ引受ケシム

三 玉村産業ニ有債拂下ノ理由

拂下ノ相手方トシテ玉村産業ヲ選定セルハ左ノ諸點ヲ綜合セル結果ニ  
因ル

(1) 玉村産業ハ昭和十六年十二月大阪海軍經理部創設以來ノ出入商人ニ  
シテ其ノ間ノ納入成績顯著ナルノミナラズ戰時統制下一國ノ經濟事  
實モ無ク昭和十九年以降終戰直前迄海軍囑託トシテ勤務シツ、アリ  
信用確實ナルコト

(2) 拂下物品ハ將來主トシテ外地引揚者其ノ他未復員者用ニ充當セシム  
ル予想ノ下ニ之ガ處分ハ經理部ノ指示ニ依ル旨ノ條件附拂下ナルヲ  
以テ多數ノ商人ニ拂下ヲ爲スコトハ事務煩瑣トナリ好マシカラズ此  
ノ點玉村ハ終戰時迄此ノ種物品ノ取扱ヲ爲シ經歷及資力ノ點ニ於テ  
申分ナキノミナラズ經理部内ハ勿論轉來尙存積予定ノ各地海仁會等  
關係者ニ於テモ玉村ヲ熟知セルヲ以テ便利ト認メラレタルコト  
(3) 拂下物品ハ終戰前決辦作廢ニ依リ急速三十數ヶ所ノ各地ニ分散格納  
セラレ格納狀況モ不充分ニシテ物情騒然タル當時トシテハ時ヲ經過

0349

スルニ從ヒ盜難事故益々頻發シ速ニ安全ナル倉庫ニ取纏メ移動ノ要アリタルモ玉村ハ大阪市外ニ適當ナル倉庫ヲ所有シ而モ之ヲ爲シ得ル實力ヲ具備シ居タルコト

〔四〕解散ノコトニ方針決定セラレタル共濟物資部ノ残務整理ヲ促進スル爲ニハ一時ニ代金徴收ノ要アリ且一々現品ヲ調査スル要モナク總數中ニ於ケル盜難等ノ危險迄負擔セシムル爲ニハ相當ノ實力ト信用ヲ必要トスルモ玉村ハ經理部出入商人ノ第一候補者ト認メラレタルコト

#### 四 調下價格ノ査定

左ノ諸點ヲ考慮決定セラレタルモノニシテ ① 價格ノ標準ニテ引取ラシメタルモ大体上消費價格ノ二、三割高トナリ不足品ヲ考慮スルトキハ當時トシテハ決シテ安價ノモノニハアラス  
② 經理局ノ要求額及共濟物資部赤字補填整理ニ必要ナル金額ハ最少限度徴收ノ要アリタルコト

0350

(一) 整理上帳簿上ノ現品整理額ヨリ逆算的ニ算定ス從ツテ盜難等ニ依ル  
不足額ハ控除セザルコト

(二) 本品ハ主トシテ將來外地引揚者用充當セシムル予定ナルヲ以テ此ノ  
點ヨリセバ可及的安價ニ拂下ノ要アリタルコト

其拂下後ノ狀況

(一) 各經理部ヘ呼カケ所要求量ハ佐世保及舞鶴ヘ一部ハ發送済ナルモ  
殘余ハ終戦時ノ混亂ニ依リ貨車其ノ他輸送ノ手配付カズ尙未完了ノ  
體(宛先モ記入シアリ)倉庫保管中十二月「トヲツク」盜難ニ遭ヒ  
現品支店市場ニ横流セルヨリ端ヲ發シ大阪府廳ヲ通報スル處トナリ  
タルモ山口部員府廳ニ出願委細説明ノ上本件ハ解決ス

(二) 「トヲツク」盜難事件前十月頃秋田部員ヨリ現品管轄警察署ニ對シ  
玉村産業保管本物品ハ外地復員者用充當品ナル旨説明シ了解ヲ求ム  
「トヲツク」強盜事件後府ト打會ノ上殘品全部ヲ府ニ引渡サシメ本  
品ノ處分ハ總テ完了ス

(一終)

0351

寫

大阪地方復員局長官

阪復補第 四四六號

昭和二十一年六月十九日

六月廿一日送付

大阪地方復員局補給部長

245.20

局長

復員廳第二復員局補給部長 殿

總務部長

乾燥味噌醬油處理ニ關スル件照會

總務部長

見積リ猶左記數量餘剩トナル見込テスカラ抑下ヲ至當ト認メラルルニ付

何分 何分 何分 何分 何分 何分 何分 何分 何分 何分

庶務課長

記

課附

乾燥味噌	七〇
乾燥味噌油	三〇

寫送付先

大阪地方復員局長官

海軍

0352

寫

大阪地方復員局總務部長殿

附復第第四三五號ノ二

昭和二十一年六月十八日

六月十八日送付

大阪地方復員局總務部長殿

復員局第二復員局補給隊長殿

七月燃料用炭量調査ノ件送付

首題ニ關スル調査ハ別表(第一乃至第四表)ノ通りテ之ヲ送付致シマ

別表ニ添

寫送付先 大阪地方復員局總務部長

(終)

水

伊

伊

伊

伊

伊

伊

伊

課

課

課

課

課

課

海軍

0353

第一表

二十一年七月自動車油船艇用(包含)所要量調整 (大阪地方復員局)

- 算定基礎
- (1) 乗用車 20% 1月25日稼動
  - (2) 貨物自動車 40% 同上
  - (3) 特型運貨船 200% 1月20日稼動

	乗用車台数	貨物自動車数	特型運貨船隻数	所要燃料升	記	事
大阪地方復員局	6	13	0	140		
田邊連絡所	1	1	2	95		
名古屋連絡所	1	1	2	95		
計	8	15	4	350		
復員輸送船艇供給用	本月(大阪方面ニ修理ノ爲入港スルモノトシテ)確定ス			160	内火艇發電機及雑用ニ使用	
合計所要量				510		

0354

製 冊

第二表

二十一年七月重油輕油及灯油所安量調査 (大阪地方復興局)

	重油(タービン用) (升)	軽油 (升)	燈油 (升)	配 分
必要海上輸送用	10.0	2.0	1.0	捕船 汽船及海上 小運搬船用
船舶修理ニ用テ試 運轉用	5.0	1.0	1.0	
輸送艦船供給用	0	5.0	8.0	防務方面入港艦艇 内必要被電切給用
計	15.0	8.0	10.0	

0355

海 軍



第三表

二十一年七月桐油所費量調査 (大阪地方復員局)

	外部費油(斤)	内部費油(斤)	記 事
陸送艦船用供給用	32.0	4.0	艦船用供給ニハ高岡艦船ノ 必新油海上輸送用及修理艦 船試運轉用ヲ含ム
自備用(小笠原艦ヲ含ム)	8.0	1.0	
計	40.0	5.0	
合 計	45.0		

0356

海 軍

第四表

二十一年七月石炭所要量調査 (大塚地方復興局)

船

	雑用炭(平炭)(噸)	船運用炭(上炭)(噸)	比
大塚地方播海船用炭	20.0	50.0	
復興局雑用炭	10.0		
復興局送船用炭	20.0	100.0	
計	50.0	150.0	
台 計	200.0		

0357

港 署

訓令兼官

兼課長



總務部長



總務部員

庶務課長



査閱

淨書

夏合

月

日發付

主務 6月

15日起案

宛 大阪財務局長

文書 日附

昭和21年6月16日

發信課長

旧警備府構内資材拂下<sup>に</sup>関<sup>する</sup>件<sup>を</sup>照會

首題の件

燃料入手極めて困難な折柄本局<sup>事務</sup>燃料として

是非若必要は<sup>る</sup>旧警備府正門通路右側防空壕<sup>有</sup>

三棟<sup>の</sup>拂下方取計<sup>を</sup>得たい

進め<sup>る</sup>是<sup>が</sup>處理の<sup>詳細</sup>に<sup>関</sup>しては<sup>別</sup>途<sup>協</sup>議<sup>の</sup>上<sup>決</sup>

是<sup>を</sup>改<sup>し</sup>たい

字<sup>を</sup>通<sup>知</sup>名<sup>を</sup>大<sup>阪</sup>財<sup>務</sup>局<sup>に</sup>送<sup>付</sup>す

署長

阪糧総 第2993號

海軍

西大38 泰納

0358

阪復總第七二一號

關西圖書印刷株式會社發行

昭和二十一年一月二十七日

大阪地方法復員局給務部長

岡山地方法復員局第二復員課長殿

引合の件 照合

送致録金方面在籍の團形未定人等の授産用

と一節題名の要領があるが各地方には入平

団形には第二復員課長等にあり右に記す

可酌のものも係各部と協議の上松方特許の

こと取計はこれと調を

近所如神打合の存否も係友を近日中に見聞

高遠付先 以上復員局より

第二復員局給務部長

0359

阪復總第七二一號

昭和二十一年六月二十七日

大阪地方復員局總務部長

岡山地方世話部第二復員課長殿

「ミシン」斡旋ニ關スル件照會

逗子、鎌倉方面在住の困窮未亡人等の被産用として首題品の要望があるが當地方では入手困難に付第二衣糧廠にあつたもので右に充當可能のものを調査關係各部と協議の上極力拂下（又は譲渡）斡旋のことに取計はれたい

追而本件打會の爲當局關係官を近日中に貴課に派遣する

（終）

寫送付先

吳地方復員局長  
第二復員局總務部長

海軍

0360

阪復第一二五號

局長

司令長官

參謀長

參謀

副官

主務

7月

8日起案

宛大阪府知事

文書  
日附



21年7月8日

發

阪復局長

特別輸送船艇運送用木材積荷の申請

特別輸送船艇運送用木材積荷の申請

特別輸送船艇運送用木材積荷の申請

特別輸送船艇運送用木材積荷の申請

尙樹種取扱等に關する受給先である大阪府地方

木材株式会社と其の都府連絡として入手する

手続であるとの旨を申請する

記

阪警

一、既記第...

針葉木類... 二、重...

一、既記第... 時

昭和二十一年七月より一月にわたる期間

西大38 泰納

0361

大阪地方復員局長 務部長 股

二復總第九五號

昭和二十一年七月十九日

局長 務部長

復員廳第二復員局長 務部長

各地方復員局長 務部長



局長 務部長

首圖の件に關し別紙一復第一四二號の第一復員局長より照會ありたるに付

知らせられたり

(別紙添)

送付先 各復員局長、各補給部長

(終)



0362

昭和二十二年三月末日迄ノ所要費ヲ別表第二ノ通算定ス

二、特別船送還乗員ニ對スル補給用

乗員數 二四〇〇〇名

在外邦人送還終了期ハ昭和二十二年ニ及ブ豫定

三、特別船送還艇ニ依リ歸還スル邦人ニ對スル船内補給用

月間檢査計 一、二〇〇、〇〇〇名

四、糧食品所要費

外地ヨリノ運送進物ノ状況ニ依リ差異ヲ生ズベキモ一應昭和二十

二年三月末日迄ノ所要費ヲ別表第二ノ通算定ス

(別表第一、第二、添)

(終)



一復第一回二號

復員部隊の帰國實物處理上の手續について

昭和二十一年七月十一日

第一復員局文書課長

第二復員局文書課長 成

首圖の件に付て別紙の通り様したから、参考の爲に通り様する

0364

下復第一四一號

復員部隊の除屬貨物處理上の手續に付て

昭和二十一年七月十一日

第一復員局文書部長

首題の件について五月三十日附下復第九七三號により處理する場合及内地籍  
込物資の船内消費餘剩品を引物減額処理引續く場合は別に明細書二通をそ  
の都府所在地税關宛提出する様に定められたかゝり通達する

通 隊 先

東、中、西復員連絡所、名古屋、鹿島支部

各上陸地支局、支那、南方各軍務整理部

0365



八〇二號

昭和二十一年八月七日

Handwritten signature and name in cursive script.

第二部長 經理部長 經理部長

大阪地方銀行局長 經理部長

貴院御氏よりバイス購入處理に關する件位頃

貴院の御手紙を以て債權の擔保品としては如何とも致し奉る等の御返書にて

可成御迷惑なれども

一〇〇



0366

本館横書き白紙

二投は折印と長

二投は折印と長

入送付人

八月廿六日

八月廿七日

8880

0367

11

昭 和 年 月 日

5080 0368

11

阪復経第一五號

昭和二十一年八月三日

八月五日送付

大阪地方復員局 經理部長

局長

復員廳第二復員局 經理部長 殿

總務部長

總務部長

庶務課長

課附

朝鮮人よりバイス購入に關する件回答

七月十八日附二復經主第八號ノ一六五照會首題の件は左記の通に付可然

計を得たい

記

「舊經理部長より何等の具申がないから中央處理は出來ぬ」とあるが  
本件は去る六月地方復員局總務部長打合會議の際上京の總務部長に依  
り詳細な經緯を舊第二復員省經理局長及總務局長宛送付し地方として  
は此れ以上如何とも致し難いので中央で處理方口頭御願してあるもの  
に付事情御諒察の上可然御處理を願たい（主計課長以下は承知されて  
ある筈）

Handwritten notes on the left margin, including "本件" and other illegible characters.

0369

二、御照會の細目は前記経緯に記載してあり且又先日當部山口會計課長上京の際貴部主計課長へ詳細説明させて置いたから御了承願たい

三、本件は事件發端の當初から當地へ出張の舊第二復員省經理局山沖復員官及岡部局長と連絡するの外總務局方面の意見をも徴し何れも徹底的に拒絶すべしとの意見一且又責任上極力地方的に解決する方針の下に努力し來たのであるが何しろ材料を含む公定價格で買上げられ支拂も終戦前に完結し會計上如何とも致し難く「中央でも方法がない」と拒絶して貰ふか政策的解決の外途がないので已むを得ず中央に御願する様になつた次第である

尙本件は「地方としては處理出來ない」と申渡し又本人も復員局との交際は打切つた」と稱して居り政策的交際を當復員局との間に逆戻して再開する事は不信を買ふ事となり甚だ不具合であり本人も亦希望しない點御賢察を得たい

寫送付先 大阪地方復員局總務部長

( 終 )

0370



二復經主第八號の一六五

昭和二十一年七月十八日

復員廳第二復員局經理部長

大阪地方復員局經理部長殿

「バイス」購入に關する件照會

昨年七月頃貴部に於て半島人金某より購入の「バイス」外一件の代金に  
 付て、本日金某外一名來局復員局長と本職の前にて契約の経緯を述べ各  
 種の書類を提示して種種陳情があつた、そして中央に於て解決せられたい  
 との要請があつた、之に對し當方は契約の責任者は契約擔任官たる大阪  
 經理部長であり且つ舊經理部長より何等の具申が無いから、中央處理は  
 出來ぬ尙之が根本は契約書の内容如何であつて提示の代金領收書（寫）  
 ど合致して居れば問題がない筈であるが契約書類と異つた代金を支拂つ  
 てあらばその差額の問題がある、しかし代金を受取つて居る以上は契約  
 書類と異なつた金額であるとも思へない、何にせよ今一度契約書類の調

0371



査を大阪經理部長に照會すると答へて置いた、然る處金某は契約書を燒却したと經理部長が證明してゐるから調査が出来ないと思ふその節は西尾某の證書（提示の寫書類）が茨木署の司法主任の前で作製したのであるから之を契約書の内容と認められないか、との反問があつたが契約の權限なき者の言は採用出来ない、又西尾某と經理部長とは如何なる意思の疎通があつたか全然聞知しないからそれは契約擔任官が判定するので當方の聞知する處ではないと答へて置いた、それで本人は今夜大阪に歸り月末朝鮮に歸りたいからそれ迄に解決して貰ふ様大阪へ傳へて呉れと云つた依つて右御通知すると共に本件に關し次の點を調査して見る必要があると思ふ

一 契約に關する書類の調査及契約書類作製より代金支拂調査迄の關係者について事實調査をすること

二 代金支拂單價が當時の(公)又は喫急取引値段と比較して見ること

三 西尾某と貴部との關係及貴部事務擔當の程度及範圍

尙西尾某が檢束を受けてゐる理由等  
尙本件を解決するには筋の立つた方法で臨まなければならぬ、更に納入  
物品の行先及處分等も一應調べる必要があると思ふ、従つて今一應突き  
込んだ調査を希望する  
右の調査に伴ひ御意見あらば通知されたい

「終」

0373

引当

下  
柳拾部長  
雷田部長

請令其書

事務課

總務部長

庶務課長

文書

庶務課長

文書

査閱

淨書  
校合

8月6日發付

主務

8月

6日起案

宛 和歌山縣知事

文書 昭和21年8月6日

發  
細  
務  
部  
長

車輛類引續に關する件照會

田邊上陸地連絡所廢廳に伴ひ同所に於

いて使用中の車輛類中左記車輛は

本局掃海部紀伊派遣部の機雷掃

海復員業務に遂行上是非甚必要である

から當局廢廳迄使用上の御諒承

阪復統 第 799 號

海軍

表  
ツ  
バ  
リ

西大38 兼納

0352

0374

を得たもの

貨物自動車	トヨタ	式名	和歌山	現	状
二六〇二年	2B	板橋番號	和歌山	良	態
	八三五〇回		和四〇四七		

身取付先

田辺上陸地連経計長

林徳博





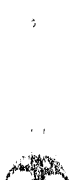
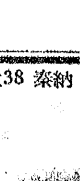

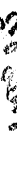
紀伊派遣部 長

0375

0375

下... 兵衛... 高... 大... 長...

阪神 第七八七 號

司令長官 	参謀長 	副官 	主務 	月 	日 	宛 大... 	文書 昭和 21 年 8 月 2 日 附	發 	旧... 大... 部... 車... 物... 事... 件... 照... 會... 首... の... 件... 付... 費... 務... 理... 班... に... あ... り... 之... 由... 於... 務... 局... に... 移... 管... の... 上... 大... 阪... 財... 務... 局... に... 移... 棟... 知... 理... さ... 小... る...	不... 上... あり... 居... る... 標... 承... 知... の... 事... 務... 現... 狀... 迄... の... 知... 理... 知... 理... さ... 小... る...	知... 理... さ... 小... る...	知... 理... さ... 小... る...
---	--	---	---	--	--	--	-------------------------	--	--	---	--------------------------	--------------------------

査閱... 淨書... 校合... 日... 月... 2... 日... 發... 付...

西大38 案納

0376

クレ器第拾號

昭和二十一年八月十日

大阪地方復員局長官殿

舟艇海運器材類拂下ニ關シ御幹施賜リ度件御願ヒ

啓仕リ候 極暑ノ候益々御清勝ノ段奉慶賀候

者弊社器材ノ整備ニ關シテハ過般來格別ノ御援助ヲ賜リ御蔭ニヨリ運  
 貨艇改造ノ潛水作業船モ近ク就業ノ運ビト相成リ作業ニ新威力ヲ加へ申  
 シ候此ノ段厚ク御禮申上候ト共ニ益々御期待ニ添フヘク努力致シ度所存  
 ニ有之候而シテ弊社器材ノ現況ハ尙所望ノ域ニ遠ク器材ノ充實ハ喫緊ノ  
 要務ナル處此度吳、大竹地區ニ於テ吳地方復員局ノ御援助ニヨリ舟艇海  
 運器材類ノ拂下（一時使用）ノ御認可ヲ頂キ度存ジ居リ候間何卒宜敷ク

神戸市葦谷區龍池  
 丁目一番地  
 クレナイサルベ  
 株式會社  
 取締役 長 土 前  
 阪



0377

御書御援助賜り度此ノ段吳地方復員局宛書類相添へ御願と迄如斯御座  
候 乍末筆愈々御清榮ノ程祈り上ゲ奉り候

敬  
具

0378

大阪地方復員局長官殿

依参考迄

クレ機第七號

昭和二十一年八月九日

吳地方復員局長官殿

舊軍所屬船舶器材類拂下申請書  
舊軍所屬船舶器材類別紙ノ通使用致度ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ拂  
下被下度奉願候

記

一船名又ハ公稱番號

別紙明細書ノ通

神戸市東區船場通一丁目一番地  
クニシヤカールベシ株式会社  
前 阪



0379



一 船 種  
 一 總屯數(速力又ハ排水量)  
 一 舊軍所屬機關名  
 一 現 在 地  
 一 動 靜  
 一 會社資本金及拂込資本額  
 一 拂下貸下等希望價格  
 一 一時使用料希望價格  
 一 修理費見積價格  
 一 其他 参 考 事 項  
 使用目的別紙事由書ノ通

拾萬圓(金額拂込済)

同 同 同 同 同

0380

別紙

船舶ノ部

明細書

船種	隻數	用途	所屬及所在	摘要
艦載水雷艇	一	曳船用	吳運航部大竹支部 (元海軍潛水學校跡 廣島縣佐伯郡大竹町)	現在大竹支部ニ於テ就役中 ナルモ解役後被拂下度
内火艇	二	連絡艦用	艦載水雷艇ハ元軍艦長門積載ノモノ 内火艇ハ目下滋賀縣元大津航空隊所屬ノモノヲ拂下方七月初旬近畿海運 局長ニ願出致シアルモ現在米進駐軍使用中ニテ未タ目途ヲ得サル状態ニア リ 三別ニサルベージ作業母船トシテ近時別機被檢査矢利ノ拂下方申請中ナリ	
ヲンチ	二	交通用		